

第 70 回大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録

令和 7 年 3 月 17 日（月）
大阪市環境局 第 1・2 会議室

開会 午後2時00分

○小玉課長代理 定刻となりましたので、ただいまから「第70回大阪市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。

本日、司会進行をさせていただきます、環境局事業部家庭ごみ減量課、課長代理の小玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

まず、取材等についてでございますが、本日は、取材等を行う報道機関はございませんので、ご報告させていただきます。

次に、委員の出席状況についてでございます。本日の審議会については、本会場に7名、WEB参加により5名、合わせて12名の委員にご出席いただいております。また、WEB参加いただいている委員につきましては、映像と音声により委員本人を確認するとともに、委員間での映像と音声は即時に伝わることを事務局で確認しております。本委員会につきましては、委員数14名のうち、半数以上のご出席をいただいておりますので、「審議会規則 第5条第2項」に照らしまして、有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、ご出席の委員の皆様をご紹介します。恐れ入りますが、時間の関係もございますので、私のほうからご紹介させていただきます。

まず、本会場にご出席の方を紹介させていただきます。

大阪大学大学院工学研究科教授の原会長。

大阪公立大学大学院工学研究科教授の野村副会長。

近畿百貨店協会の川瀬委員。

大阪市地域振興会副会長、越村委員。

ごみゼロネット大阪理事の柴田委員。

生活協同組合おおさかソールコープ組合員理事の早川委員。

弁護士の福光委員。

次に、WEBで参加の方をご紹介します。

大阪大学大学院法学研究科教授の大久保委員。

京都経済短期大学経営情報学科教授の小島委員。

京都大学大学院工学研究科教授の島田委員。

近畿大学法学部教授の林委員。

大阪商工会議所産業部部長、松本委員。

なお、大阪市地域女性団体協議会副会長の永田委員、日本チェーンストア協会関西支部事務局長の林委員におかれましては、本日は欠席されております。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

環境局長、堀井。

環境局理事兼エネルギー政策室長の井原。

環境局総務部長、川島。

環境局事業部長、岡本。

事業部家庭ごみ減量課長、上原。

事業部事業管理課長、吉村。

事業部路上喫煙対策担当課長、楠本。

事業部一般廃棄物指導課長、東岡。

総務部企画課長、川戸。

環境施策部環境施策課長、山下。

また、大阪市におきましては、ごみの焼却処理事業を八尾市、松原市、守口市と共に一部事務組合において実施しておりますことから、本日は大阪広域環境施設組合からも本審議会に出席させていただいておりますので、ご紹介します。

事務局長、松井。

施設部長、中村。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、堀井環境局長からご挨拶申し上げます。

○堀井環境局長 改めまして、環境局長の堀井でございます。大阪市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様には年度末の大変お忙しい中、本会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。失礼して座らせていただきます。

さて、本審議会は昨年10月に開催して以来でございますが、前回の審議会では、令和8年度から令和20年度までの13年間を計画期間といたします、新たな大阪市一般廃棄物処理基本計画の改定につきまして、諮問をさせていただきまして、本市のごみ減量の進捗状況でございますとか課題に対しまして、委員の皆様方から大変貴重なご意見を頂戴したところでございます。令和6年の来阪外国人旅行者数が約1,464万人と過去最高を記録しております。大阪市経済が緩やかに持ち直し基調である中、令和6年度の本市のごみ処理量は、前年度から2万トンの増加が見込まれる状況ということになっております。

こうした中では、来月にはいよいよ大阪・関西万博が開催されるということで、国内外から多くの方々をお迎えすることになってまいります。万博を契機として、さらなるまちのにぎわいや経済の活性化が期待されますが、一方では廃棄物の増加が非常に懸念されるところでございます。経済活動や市民生活を支えますごみ処理事業は、将来にわたって安定的に実施していくことが大変重要でございまして、本市としましても来年度に策定いたします新たな計画の下、ごみの排泄抑制及び資源循環にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そのため、本日の審議会におきましては、前回の審議会でご確認をいただきました計画策定の方向性と、委員の皆様方から頂戴いたしましたご意見を踏まえて作成いたしました新たな計画の素案をご説明し、ご審議を賜りたいというふうに考えております。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小玉課長代理 それでは、会議を始めるに当たり、資料の確認をさせていただきます。

本日の「次第」、「配席図」、「委員名簿」、そして「審議会規則」のほか、「資料1 第70回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」「資料2 大阪市一般廃棄物処理基本計画（素案）」の計6種類をご用意しております。お手元にございますでしょうか。ご確認のほうよろしく願いします。また、WEBで参加の皆様におかれましては、事前に送付させていただきました資料を用意してください。また、発言いただくとき以外はマイクをオフにさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご発言いただく際はマイクをオンにいただき、冒頭、お名前をお願いいたします。

それでは、以降の議事につきまして、原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○原会長 今ご紹介いただきました会長を仰せつかっております原です。どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、年度末、この3月の本当にお忙しい中にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。早速ではありますけれども、議事のほうに移らせていただきたいと思います。今回議事として、「新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の素案について」というふうになっております。この内容につきまして事務局よりご説明をよろしくお願い申し上げます。

○上原家庭ごみ減量課長 事務局を担当しております、家庭ごみ減量課長の上原でございます。着席をして説明をさせていただきます。失礼いたします。

本日ご説明させていただきます新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の素案につきましては、資料2のとおり作成しておりますけれども、本日はその主な内容を資料1によりご説明をさせていただきますので、資料1のほうをご覧ください。

資料1の表紙をめくっていただきますと目次でございますが、1から5までのうち、まず1と2について、減量目標の考え方など11ページまでをご説明させていただきます。目次の次のページにお進みください。資料の左上の数字をページ番号とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目でございますけれども、昨年10月に開催した前回審議会においてご確認をいただいた計画策定の方向性を記載しております。前回ご説明させていただきましたのは、本市のごみ処理を取り巻く状況と課題認識でございます。本市ではごみ減量が下げ止まりの傾向となっており、国内外からの誘客による経済活性化を図る中で、今後事業系ごみの増量を抑制する必要があること、また、令和21年度には大阪広域環境施設組合におけるごみの焼却処理能力が逼迫することなども勘案し、今後も安定的なごみ処理体制を維持する必要があることなどでございました。

こうした課題認識の下、新たな計画の方向性の1点目でございますけれども、次期計画については、焼却処理能力が逼迫する前年度となる令和20年度を目標年度とし、84万トンまで着実に減量することを目標に設定すること。また、目標年度までに着実にごみを減量するため、ごみ減量の進捗状況を点検評価し、計画期間の中間となる令和14年度を目途に計画の見直しを行うとするものでございます。

2点目としまして、ごみ減量の施策としましては、引き続きプラスチックごみ対策や食品ロスの削減に取り組むとし、次期計画は、法により市町村に策定が求められている食品ロス削減推進計画としても位置づけるというものでございます。

3点目として、国や先行自治体の施策を取り込むなど、ライフサイクル全体での資源循環を進める新たな施策を検討するとともに、着実なごみ減量を進めるため、経済的手法を用いた減量施策の導入について検討するというものでございます。

以上の方向性と、前回審議会では委員皆様からいただいたご意見を踏まえまして、計画素案を作成しております。

2ページをお開きください。計画策定の考え方としまして、まず計画策定の趣旨でございます。

本市ではごみの適正処理という観点だけでなく、3Rの取組を市民・事業者の皆さんと共に

積極的に推進してきた結果、ごみ処理量はピーク時の半分以上となる大幅な削減を達成してきたところでございますが、近年、SDG s の達成、循環経済への移行、脱酸素社会の実現など、ごみ処理においても世界的な課題を踏まえた対応が求められているところでございます。

また、国において新たに施行された食品ロス削減推進法や、プラスチック資源循環法にも適切に対応することが求められております。本市では新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により減少していたごみ処理量が、社会経済活動の回復・活性化に伴い増加に転じております。また、高齢化の進展やインバウンドの増加が見込まれておりますほか、デジタル技術の進歩、自然災害のリスクの高まりなど、様々な社会経済情勢の変化にも柔軟に対応していくことが求められているところでございます。

こうした状況変化を踏まえまして、あらゆる主体との連携の下、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくため、新たな計画を策定するものとしております。計画の位置づけとしましては、いわゆる廃棄物処理法に基づく法定計画でございますが、食品ロス削減推進計画にも位置づけるものでございます。

3 ページに移っていただきまして、こちらでは本市のごみ処理量の推移をお示ししています。本市では、平成3年度のごみ処理量217万トンをピークに、様々なごみ減量の取組を実施し、ごみ処理量を半分以上にまで大きく減らしてきたところです。令和2年度には、新型コロナウイルスの影響と考えられる事業系ごみの減によりまして86万トンまで減少し、令和5年度までおおむね同水準で推移してきたところですが、社会経済活動の活性化によりまして、令和6年度のごみ処理量は89万トンと、前年度から2万トン増加する見込みとなっております。

4 ページをお開きください。令和6年度のごみ収集量・搬入量について、1月末までの速報値ですけれども、前年度の同月比較をした表となっております。

表の上側が家庭系ごみで、左側に収集区分を記載しております。普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類、粗大ごみが家庭系ごみの収集区分となります。

4月から1月までの合計欄を見ていただきますと、粗大ごみ収集を除く収集区分で前年度を下回っており、全体で1.8%の減少となっております。なお補足でございますけれども、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類は、収集後、異物除去などの必要な中間処理をした後に資源化をしておりますので、この家庭系ごみの収集量の合計がそのままごみ処理量、いわゆる焼却処理量になるものではございません。一方、下側、事業系ごみにつきましては、直接、焼却工場にごみを持ち込む一般搬入は減少しておりますも

の、許可業者の収集量は、4月から1月までの合計欄でございますけれども、3.5%の増加となっております。表の最下段、家庭系ごみ、事業系ごみの総合計欄を見ていただきますと、1.3%の増加となっております。今年度のごみ処理量89万トンにつきましては、こうしたごみの排出動向、増加傾向を元に見込んでおります。

5ページ目に移っていただきまして、次期計画の計画目標と計画期間でございます。

まず、計画目標は令和20年度のごみ処理量を84万トンとし、令和6年度を基準年度としまして、今年度のごみ処理量89万トンから5万トンの削減をめざすものでございます。計画期間は、令和8年度から令和20年度までの13年間でございます。下のグラフは、平成30年度から令和6年度までのごみ処理費、焼却処理量の内訳を示しております。棒グラフの一番下に環境系ごみ、道路清掃などによるごみですけれども、これが例年1万トン程度となりまして、1という数字を記載しております。その上の青色が家庭系ごみ、オレンジ色が事業系ごみを示しております。令和6年度89万トンの内訳としましては、環境系ごみ1万トン、家庭系ごみ31万トン、事業系ごみ57万トンを見込んでおり、これを基準としまして、令和20年度までに84万トンまで減量することをめざすものでございます。

現行計画と同じ84万トンの目標でございますけれども、減量の考え方を今回見直しております。令和7年度のところに波線で現行計画での内訳を示しておりますけれども、次期計画は棒グラフ一番右側のとおり、家庭系ごみを令和6年度の31万トンから2万トン減らして29万トンとし、事業系ごみは57万トンから3万トン減らして54万トンとすることで、環境系ごみと合わせて84万トンをめざしたいというふうに考えております。この減量目標の考え方につきまして、次のページからご説明をさせていただきます。

6ページのほうをお開きください。まず、家庭系ごみの減量目標の考え方でございます。円グラフは、令和6年度の組成分析調査の結果を表しております。左の円グラフは、粗大ごみを除き、家庭から出されるごみの中にどのようなごみが含まれているかを表しております。古紙・衣類、容器包装プラスチック、資源ごみといった分別収集の対象品目が約40%を占めております。これらは、緑色の矢印で記載しておりますけれども、それぞれ分別収集に出していただくことにより資源化をしております。

分別収集に出した残りが普通ごみに出されることとなりますけれども、その内訳が真ん中の円グラフでお示しをしております。収集後に焼却処理をする普通ごみの内訳を見てみますと、約25%もの分別収集対象品目が混入しております。特に古紙のうちのその他の紙と、容器包装プラスチックが多く含まれており、これらの分別排出を促進することで、さらなる減量の

余地があると考えております。

また、生ごみにつきまして詳細組成が一番右側の円グラフになりますけれども、捨てられている生ごみの約4割が、手つかず食品や食べ残しといったいわゆる食品ロスであり、3.4万トンと推計されますことから、その削減に取り組む必要があると考えております。

下段に、家庭系ごみの減量目標の考え方をまとめております。まず発生抑制としまして、生ごみについては食品ロスの削減により、0.4万トンの削減をめざしますとともに、プラスチック類につきましては、容器包装プラスチックなど分別排出も促進してまいりますけれども、ペットボトルやストローなども含め、使い捨てされるワンウェイのプラスチックについて、使用そのものを抑制する取組を進め、0.8万トンの削減をめざしたいと考えております。合わせて1.2万トンが発生抑制により減量したいというふうに考えております。

次に、資源化により減らす量でございます。分別排出の促進により、その他の紙で0.3万トン、容器包装プラスチックで0.4万トンのさらなる資源化量の増をめざしたいと考えております。この資源化量につきましては、家庭系ごみに含まれる分別収集対象品目が、それぞれ正しい分別収集区分に出されている割合であります分別排出率の令和6年度の状況を踏まえ、試算をしておるところでございます。

また、容器包装以外のプラスチックである製品プラスチックにつきまして、現在は普通ごみで収集しておりますけれども、前回審議会でご説明させていただきましたように、本市では来月、令和7年4月から容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせてプラスチック資源として一括収集し、リサイクルする取組を開始いたします。製品プラスチックも分別収集することによりまして、0.2万トンの資源化量の増をめざしてまいります。

ペットボトルにつきましては、今年度の調査結果からは、資源ごみ収集への排出割合が低く出ておりまして、これは普通ごみへの混入のほか、容器包装プラスチックに誤って排出されているものもありますことから、資源ごみ収集への排出を徹底することによりまして、0.3万トンの資源化量の増をめざしたいと考えております。以上合わせて1.2万トンの資源化量を増加させ、先ほどの発生抑制の1.2万トンと合わせた約2万トンを、家庭系ごみの減量目標というふうに考えております。

7ページに移っていただきまして、事業系ごみの減量目標の考え方でございます。事業系ごみの内訳は、左の小さな円グラフで示しておりまして、許可業者の契約量割合から推計しております。約58%は中小規模事業所から、約25%は大規模事業所から排出されております。残る約17%は許可業者が収集するアパート・マンションとなっております、家庭から排出

されるごみではありますけれども、本市では従来から事業系ごみとして集計をしております。

その3区分それぞれのごみの組成調査結果でございますけれども、まず①中小規模事業所について、これは令和4年度の調査結果によりまして、産業廃棄物と資源化可能な紙類が合わせて40%を占めております。産業廃棄物とは、法により排出事業者の責任で処理しなければならない廃棄物で、一般廃棄物を処理する焼却工場に搬入されるごみとは、適正に区分され適正に処理されるべきものでございます。

また、資源化可能な紙類について、本市では焼却工場への搬入を禁止しておりますことから、これらをそれぞれ適正なルートに誘導することで、さらなるごみ減量を進める必要がございます。

②の大規模事業所とは、市条例等で定める多量の事業系廃棄物が発生する建築物でございますけれども、こちらは令和5年度の調査結果でございますけれども、本市が大規模事業所に対しましては個別に減量指導を行っていることもありまして、産業廃棄物と資源化可能な紙類が含まれる割合は、①の中小規模事業所よりは低いものの、依然として含まれておりますとともに、食品ロスの割合が高くなっております。

③のアパート・マンションについては、今年度の調査結果の判明が今月末となっておりますため、ここでは令和元年度の調査結果でお示しをしているところでございます。次回、計画案をお示しする際には今年度の調査結果を用いて、改めてご説明させていただきたいと考えております。

この円グラフですけれども、収集後に焼却処理をするごみの組成でありまして、家庭系ごみでは普通ごみに相当するごみの組成となっております。古紙や容器包装プラスチックなどの資源化可能物が約33%も含まれておりまして、これらの分別排出を促進する必要があるところでございます。

資料下段に、事業系ごみの減量目標の考え方をまとめております。まず発生抑制でございます。事業所排出の産業廃棄物を適正処理ルートへ誘導することにより、1.3万トンの削減をめざすこととし、そのうち1.1万トンは中小規模事業所からの削減をめざしてまいります。また、資源化可能な紙類の民間資源化ルートへの誘導によりまして、1.1万トンの削減をめざすこととし、そのうち1.0万トンは中小規模事業所からの削減をめざしたいと考えております。次の生ごみにつきましては、事業系ごみ全体での食品ロスの削減により0.4万トンの削減をめざすものでございます。

資源化としましては、アパート・マンションを対象に、家庭系ごみと同様に分別排出を促進

することにより、0.2万トンの削減をめざしたいと考えております。発生抑制の2.8万トンと資源化の0.2万を合わせて、3万トンを事業系ごみの減量目標というふうに考えております。

8ページをお開きください。現行計画で設定しております分野別目標につきまして、次期計画での考え方をご説明させていただきます。

まず、プラスチックごみ削減目標でございます。なお、このプラスチックごみは、大阪市が収集するもの、家庭系ごみのプラスチックが対象でございます。現行計画では、2025年度を目標年度としまして、①ワンウェイ、使い捨てのプラスチックを25%排出抑制するとしておりましたけれども、令和6年度、今年度の実績は13%減にとどまる見込みとなっております。②の容器包装プラスチックの60%を資源化する目標は、分別排出率60%をめざすものでございますけれども、今年度は41%にとどまる見込みとなっております。③のペットボトルを100%資源化するという目標の考え方につきましては、前回審議会でも少しご説明させていただきましたけれども、表の下、現行計画の考え方と記載している文字の2つ目のぼつ、③はというところにも記載しておりますように、2018年度の家庭系ごみに含まれていると推計されたペットボトル量8,350トン、この全量を回収できれば、100%資源化されたものというふうに考えております。本市が資源ごみとして収集しているペットボトルの量と、それから、本市の収集とは別に地域コミュニティによるペットボトル回収の取組もございまして、その回収量との合計で評価することとしておりまして、今年度は目標の90%に達する見込みというふうになっております。

いずれも引き続き取組が必要な状況でありますことから、次期計画の考え方でございますけれども、2038年度を目標年度といたしまして、①は同じ目標としまして、②についてはプラスチック資源の一括収集の開始に伴いまして、容器包装プラスチックをプラスチック資源に変更してまいります。③につきましては、現行計画と同じ文言ではございますけれども、目標の考え方を変更したいと考えております。文字の一番下のぼつに記載をしておりますけれども、目標を②と同様の考え方に改めまして、ペットボトルの分別排出率で評価したいと考えております。

現行計画では2018年度の量を基準とし、2025年度まで比較的短期間での目標としておりましたけれども、次期計画は2038年度までの長期間となりますことから、目標年度の20年前となる2018年度のペットボトルの量を基準としますと、計画期間内でのペットボトルの使用状況の変化も想定されまして、適切な評価ができなくなるといった懸念もござい

すので、次期計画におきましては、②と同様、分別排出率の考え方に改めたいと考えております。

9ページに移っていただきまして、今ご説明したプラスチックごみ削減目標の進捗状況と目標値について、それぞれグラフでお示しをしております。上の棒グラフでございますけれども、①のワンウェイプラスチックを25%排出抑制するという目標でございますが、基準年度は本市が容器包装プラスチックの分別収集を全市で実施した平成17年度としておりまして、基準年度には、家庭系ごみの中にワンウェイプラスチックが6万9,800トン含まれておりました。令和6年度は6万800トンと見込まれておりまして、排出抑制というところは13%減にとどまる状況でございます、目標までには8,000トン以上の排出抑制が必要な状況でございます。

②の容器包装プラスチックの分別排出率の推移でございますけれども、下の左側の折れ線グラフでございます。令和2年度に51%に分別排出率が上昇しましたものの、それ以降、低下傾向となっております、これを60%にまで高める目標に向けまして、分別排出の促進に一層取り組んでまいります。

③のペットボトルの分別排出率の推移でございますけれども、組成調査結果によりますと、今年度の値は昨年度から大きく低下する見込みとなっております。ちょっと原因分析には至っていないところではございますけれども、過去、令和3年度には96%という実績もございまして、高い目標ではありますけれども、100%をめざして取組を進めたいというふうに考えております。

10ページをお開きください。分野別目標の2つ目は食品ロス削減目標でございます。現行計画では、2025年度までに2000年度比で半減、50%減とする目標を設定しております。これは、国が2030年度までに半減するという目標を設定しておりまして、本市としましてはこれを5年前倒しする目標でございました。令和6年度の見込みとしまして、家庭系食品ロスは43%減となる見込みでございますけれども、事業系食品ロスは目標を上回る62%減となる見込みでございます。前回審議会でも少し触れましたけれども、昨年6月に国のほうが公表した令和4年度における国全体の食品ロス量につきましても、事業系食品ロス量は削減目標を前倒しで達成しているということでございましたので、食品事業者による商慣習の見直しなど、食品ロス削減の取組が着実に進められているという成果が本市においても現れているというふうに考えておるところでございます。

次期計画の考え方でございますけれども、目標年度を2038年度としまして、家庭系食品

ロスについては国が目標としている2030年度の50%減を達成した上で、それを上回る減をめざしたいというふうに考えております。事業系食品ロスにつきましては、国のほうでは2030年度までに60%減とする新たな目標が今月中にも決定される見込みでございますけれども、本市はそれをも上回っている状況でございます。

ただ、先ほどご説明した事業系ごみの組成を見ますと、まだ食品ロスを削減する余地もあると考えまして、64%減を目標としたいと考えております。これは、令和4年、5年度が64%減でございましたので、過去最高実績まで削減をしたいというふうに考えて設定しているものでございます。

11ページに移っていただきまして、食品ロスの量の推移と目標値をグラフでお示しをしております。青色が実績でございまして、下側の薄い色が家庭系、上の濃い色が事業系を表しております。一番左側、基準年度には、家庭系が6万トン、事業系が18万トンの食品ロス量がございましたけれども、令和6年度は、家庭系が3.4万トン、事業系が6.9万トンまで削減されることが見込まれております。オレンジ色で現行計画の目標を表しておりますけれども、次期計画では、一番右側の緑色の値まで削減することを目標に設定をしております。

なお、この分野別目標における削減量につきましては、先ほどご説明しました家庭系ごみ、事業系ごみ、それぞれでご説明した減量目標の考え方における削減量と整合するように設定をしております。

11ページまでの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、委員の皆様からのご質問やご意見をお受けしたいというふうに思っております。WEBで参加の方、それから会場におられる方、どちらからでも結構ですので、ぜひ様々な観点からご意見あるいはご質問いただければと思います。なおWEB参加の方は、挙手ボタンを押してお知らせいただければと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、野村副会長からよろしくお願いいたします。

○野村副会長 ご説明いただきありがとうございました。1つ確認させていただきたいんですが、7ページの資源化の部分で、後段で説明されているのは、家庭系を中心にされた目標だと思いますが、アパート・マンションのプラスチック資源について分別排出率15%をめざすというのは、家庭系の60%と比べるとかなり低い値設定になっていて、アパート・マンションは事業系の区分になっていると思うのですが、家庭系が中心になっていると思います。この

辺りが低く見積もられている理由というのは、何かございますでしょうか。

○上原家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の上原でございます。アパート・マンションの分別排出率15%をめざす目標が低いというご指摘で、家庭系のほうでは分別排出率60%をめざすというところでございますけれども、今現在の分別排出率のほうからどこまで増やしていくかというところを考えておりまして、製品プラスチックそのものはちょっと今分別排出率が出ておりませんので、容器包装プラスチックのほうで考えております。家庭系ごみにつきましては、今、令和6年後の分別排出率が41%というところが出ておりますので、こちらを60%まで高めたいとしておるところなんです、一方アパート・マンション、先ほど申し上げたように令和元年度の組成ですけれども、調査結果からは分別排出率が3.7%ということで非常に低く出ておりますので、こちらを15%まで高めるというのは、現状からすると、それなりに高い目標というところなんです。

ただ、15%と60%で同じ大阪市内にあるにもかかわらず、同じ家庭から出されるごみであるのにというところはこちらも認識しておりまして、次期計画は許可業者が収集するアパート・マンションの分別排出を促進する、新たな取組にも着手したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○野村副会長 ありがとうございます。今月に、組成調査の結果が出るといいますので、それを反映してというか踏まえて、見直しを検討してもいいかなという気はします。逆に言うと、家庭系で元年のときはどれくらいの分別排出率だったんですかね。あまりにも開きが大きいですよね。

○上原家庭ごみ減量課長 資料の9ページのほうをご覧くださいませでしょうか。9ページの下の方の折れ線グラフの左側、容器包装プラスチックの分別排出率推移で、令和元年、R1のところなんですけれども、44%という状況でございます。

○野村副会長 これ、こんなにも乖離する理由というのは、何か明確なものがありそうな気がするんですけど、その辺りはどのように分析されていますか。

○上原家庭ごみ減量課長 やはりこれまでの普及啓発、大阪市が実施している普及啓発というところが、どうしても大阪市が直接収集しているごみに対してというところを重点的にしてきたというところはあったかと思います。一方で、先ほど事業系ごみに含まれるアパート・マンションの割合が17%ほどであると申し上げたんですけれども、過去はもう少し低くて、事業所から出されるごみのほうが多いというところもありまして、今ほど減量施策を打つターゲット

として設定してきていなかったというところがあったかと思います。今、アパート・マンションの収集量も増えてまいりましたので、やはりここをターゲットにした減量施策というのは、今後注力していく必要があると思っております。

○野村副会長 そのためには組成調査の期間がやはり大事で、どれくらいの間隔で計画されているのか教えていただけますか。

○東岡一般廃棄物指導課長 一般廃棄物指導課の東岡でございます。事業系ごみに関しましては3つの区分に分けておりますので、大体3年に1回、特定建築物、それから中小、アパマンという形での組成は出るところでございます。

○野村副会長 その辺りを踏まえて、また微修正というか、検討していただければと思います。

○原会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。では、WEBのほうから林委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 林です。よろしくお願いします。2点質問がありまして、まず1点目が先ほどの質問と関係してくるところなんですけれども、いわゆる許可業者が収集するアパート・マンションから出されるごみも、事業系ごみに分類されると。ただ、それも家庭系のごみと同じであろうというようなことになるかと思うんですけど、先ほどのような、プラスチックのリサイクルみたいなところが大きな差があるということでしたが、それ以外の分野というか組成というか、例えば食品ロスとかという点では、いわゆる家庭系ごみと事業系ごみに分類される家庭ごみとの中で違いとかというのはあったりするのか、ごみの組成、ごみの量などの点から違いがあるのかなというのが1つ気になったところです。

いわゆる家庭系のごみに関しては、一軒一軒の努力によって相当の削減が実現しているのではないかなというふうに、データを見て感じる場所なんですけれども、事業系ごみに含まれる家庭系、家庭ごみについてはどうなのか、何か家庭系ごみと異なる取組などがこれから考えられるのかというところを、1つお聞きしたいという点です。

もう一点なんですけれども、今度9ページのところで、ペットボトルの分別排出率が極端に下がっているというデータが出ているということだったかと思います。原因分析は行われていないということをご説明いただいたかなと思いますが、具体的な原因じゃなくてもいいんですけど、こういったことかな、と言ったような、何かふわっととしたものでもいいんですけど、ここまで下がるというのはなかなか何か理由があるのではないかなと思うんですけど、お考えになっていることがあるのであれば教えていただきたいというのと、あと、私どもに配られているデータでは平成30年度以前のデータがないので、今の今年度のこの低い割合、令和6年

度の67%と同じぐらいの数値をたたき出した時期って、これいつぐらいなのかな、いつぐらいの時期にこれぐらいの数値の頃があったのでしょうか。ペットボトルって多分40年ぐらいの歴史が恐らくあるのかなと思うんですけど、恐らく一人一人の認識でペットボトルというのは、はっきり分別しないといけないよねというのは、ある程度定着している中で、高い数値が80%、82%というのは、平成30年以降数値が書かれているんですけど、67まで下がっているというのは、これ大分後退してしまっているのではないかなと思うんですけど、この辺りちょっとまだ原因が分かっていないということですが、何かお考えがあれば教えていただきたいというのが2点目です。よろしくお願いいたします。

○上原家庭ごみ減量課長 ご質問ありがとうございます。ご質問の1点目、アパート・マンションの生ごみの組成について、家庭系ごみとの違いがあるのかというお尋ねだったかと思うんですけども、6ページの家庭系ごみの組成と、それから7ページのアパート・マンションの組成を見ていただくことになるんですけども、まず6ページの家庭系ごみのほうの生ごみの詳細組成というものを、一番右側にお示ししてまして、これが生ごみの内訳となるわけですけども、食べられるのに捨てられているという、そういう食品ロスの割合が生ごみの中の約4割ほどになっております。

一方で、7ページ目の③アパート・マンションの生ごみと食品ロスは、これ同じグラフの中で内訳で記載しておりますけれども、いわゆるその生ごみの半分以上が食品ロスになってしまっているというところでございます。この辺りが手つかずのまま捨てられている食品が多いのか、それとも、それ以外の生ごみというのがいわゆる調理くずになりますので、調理をするというふうな機会が少ない家庭が住まわれているのかというところはあるんですけども、やはりアパート・マンションにおいては、食品ロスの削減の普及啓発というのを、しっかりと注力してやっていかないといけないかなというふうに考えているところでございます。

ご質問の2点目のペットボトルの分別排出率というのは、原因分析には至ってないというふうに先ほどご説明させていただきまして、我々も組成分析調査の結果からこのように低い値が出るのも思っておりませんでして、この辺り、我々の分別排出率の考え方という算出している計算式があるんですけど、その辺りが間違っていないのかというようにところも見直したいなというふうに思っておりますけれども、先ほど平成30年より以前のものというのがどうであるかというのは、おおむね80%台ぐらいを維持していたのではなかったかなというふうに思っておりますので、ちょっとこの令和4年と令和6年というのは、少し低く出ております。

こちらが組成分析調査の結果からとなるわけですけども、この組成分析調査というのが年

1回しか大阪市は実施しておりませんでして、他都市なんかでは複数回あった平均を取っているとかがありますが、大阪市の場合、1回のサンプリングということなので、ちょっとそのときの排出状況によって、この辺の値がぶれてしまうということもあるのかなというところがあります。

ただ、容器包装プラスチックを見てもペットボトルを見ても、分別排出率が低下してきているというところがありますので、やはり大阪市では少し人口が増えていると、他都市と違いまして増えている、それは社会的な増、他都市からの流入が増えているというようなことですか、あとは外国人住民の方が増えているというような状況もございますので、やはり分別排出、ごみの分け方、出し方というものを、丁寧に皆さんに普及啓発を継続してやっていく必要があるのではないかというふうに、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○原会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○林委員 はい、ありがとうございます。理解しました。ありがとうございます。

○原会長 いずれにしても動きがあるところというのは、やっぱり分析が必要かなというふうに思います。77%というのも少し低いですね。この辺りは一回しっかり見ておく必要があるのかなというふうには思います。

ほか、何かコメントあるいはご質問等ありませんでしょうか。

では、大久保委員よろしくお願いいたします。

○大久保委員 ありがとうございます。データを丁寧に積み上げていращやる、そしてまた食品ロスに関しましては、順調に減っているということを確認いたしました。その上で3点質問いたします。

1点目は、左側の数字で行くと6ページということになりますけれども、家庭系ごみにつきまして、その他プラが2038年度が目標年度であるにもかかわらず、0.2万トンというかなり抑制的な目標値を設定されているという印象があるわけですが、こちらはプラ法の効果をあまり見込んでいないという数字になるのか、それとも、その後のデータのほうでワンウェイプラが令和6年度で結構増えているという数値も出ていましたので、増加傾向にあるものをなかなかこちらのリサイクルに持ってくるルートがないと見ていращやるのか、ちょっとここの0.2万トンの積み上げ、これが出てきた理由を教えてくださいなと思います。プラ条約どうなるか分かりませんが、それに応じてプラ法の見直しも、この2038年度までには当然かかってくると思います。場合によってはもう最初から途中での見直しを予定し

ている数字かもしれないと思って、お伺いいたします。

2点目は、7ページ目の事業系でございますけれども、こちらは産廃の混入率がやはり高い、現在6.9万トンなんですけれども、これを1.3万トン削減という、これも結構抑制的な目標値かと思っておりますが、さらなる適正処理ルートへの誘導の手法として、具体的に何を考えていらっしゃるかということです。産廃に回していくためには処理費用を適正価格づけをするということもあり得ると思いますが、具体的にどういう誘導措置を考えていらっしゃるかのものが2点目です。

3点目は、今の1番目のこととも関係するのですが、万博ではごみが増えるだろうということを予測されているというお話が冒頭でございましたが、その分が今回の目標値の設定に当たって何らかの影響を与えているかどうか、2038年度までを考えると、それほどそこを左右するものではないということで無視しているか、それとも例えば万博以後、外国人がさらに増えるということなどを見込んだ設定をされているか。この3点についてお伺いできればと思います。以上です。

○上原家庭ごみ減量課長 ありがとうございます。家庭ごみ減量課上原からお答えさせていただきます。

まずご質問の1点目、その他プラといいますか製品プラスチックの0.2万トンの量が少ないのではないかとご指摘だったかと思うんですけれども、今、組成調査をしますと、普通ごみの中に製品プラスチックが入っている割合が1.3%ということで、0.4万トンあるという実績から、これから新たな分別収集を実施いたしますので、分別排出率としては、容器包装プラスチックと同じ約6割、60%の分別排出率を求めていこうという考え方の下、0.2万トンというふうに設定をしているところでございます。こちらは実績がございませんので、先生のおっしゃるように、この次期計画というのは令和14年度を目途に中間見直しをいたしますけれども、そのときには実績等も積み上がってきておりますので、その時点で改めて分別排出率を見て、目標値を設定し直すことになろうというふうに思っております。

それから、ご質問の2点目で、事業所排出の産業廃棄物について、抑制的な目標というふうにご指摘ございましたけれども、従来からこれは大阪市が非常に取り組んできたところではあるんですけれども、いまだ中小規模で6.9万トンが入っているというふうな状況で、これをどのようにして減らしていくのかというのは、また後ほど資料の後半で取り組む施策というものをご紹介はするんですけれども、中小規模事業所というのは大変事業所数が多いというのが大阪市の特徴でございまして、18万事業所もございまして、ある程度その中で調査結果か

ら業種業態別の実態調査というものを実施しておりまして、その辺りで、業種、ターゲットを絞って効率的に減量なり啓発・指導のほうを実施していこうと思っております。

ただ、そういった取組で減量が進まないということであれば、今回84万トンまで着実に減らすというのが次期計画の大きな目標でございますので、ここが減らないということであれば、先生のおっしゃっている経済的手法の導入というものについて、計画の中間見直しのほうで、必要があればそれを導入していくということを見直しに入れていこうというふうに考えているところでございます。

それから、ご質問の3点目で、万博でゴミが増えるというところでございますけれども、短期的に来年度のごみ処理計画、短期計画ではそういったことも織り込みますけれども、ここの長期計画においては、令和6年度を基準年度としまして減量施策を積み上げているところでございまして、ちょっとその今後の万博後の社会情勢を踏まえた増量見込みというところまでは、織り込めていないところでございます。この辺りが、もし万博後に大きくゴミの排出状況など変わるということでありましたら、これもまた中間見直しのときにはそこを織り込んで、反映をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○原会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○大久保委員 はい、ありがとうございます。今回、目標年度が2038で、ちょっとこういう計画を立てるのには長い部分もございますので、先ほどありましたようにデータを見つつ、見直しをかけていくということは、現実的ではないかと思って聞いておりました。ありがとうございます。

○原会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

では、島田委員、よろしくお願いします。

○島田委員 御説明ありがとうございます。次の施策のご説明の後で言おうかと思っていたのですが、たくさんの委員の方からも、組成調査の内訳のデータについていろいろ御質問があったので、この件について発言いたします。事業系ゴミの中に家庭ゴミの分類があるということで、それが組成調査によって、この7ページの詳しいデータが出てきたわけなのですが、アパート・マンションから出る家庭ゴミの対策をどうするかを考える際にデータに基づくこととなりますが、そのデータを得る組成調査が、先ほど説明がありましたように、年に1回、7ページなどを見ますと、令和元年度、令和6年度、大規模な調査は令和5年度にやっていて、組成調査には多く人的な調査協力が必要で大変だとは思いますが、何年かに1回のデータだ

けで議論し、それで目標値を決めるというのはどうかと思います。もう少し調査回数を増やすとか、先ほどのマンションのお話だと、人口流入の影響もあり、また、アパート・マンションといってもタワーマンションなどの大きいマンションが建つ地域と低層のマンションが多く建つ地域の違いもありますので、限度はあると思うのですが、この計画の本当の基盤になるデータを得ることがとても大切だと思いますので、ぜひ組成調査の予算をもう少し上げていただいて、データの精度を上げる、データの種類、データを調査するターゲットを増やすなどのプランも少し考えていただけないかと思います。今後のこのような施策を考えていくための重要なデータだという認識を庁内の中で共有していただいて、組成調査の回数をもう少し増やすような形で動いていただければなと思います。

意見というかお願いです。よろしくお願いします。

○上原家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の上原でございます。ご意見ありがとうございます。

確かに、これを基にいろいろな施策、効果の検証もしてまいりますので、増やせるかどうかというのはこれからの財政当局等との調整も行いますけれども、ついた予算の中でしっかりと調査して、また分析等もしっかりしていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○原会長 計画づくりの基盤として、現状のトレンドのデータの解析が非常に大事だと思いますので、またご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、ほかにもコメント等あるかもしれませんが、一旦時間になりましたので、後半のお話をいただいて、そこからまたいろいろコメント等をいただきたいと思います。

では、引き続いて、事務局のほうから後半の説明をお願いします。

○上原家庭ごみ減量課長 それでは、資料の12ページ以降についてご説明をさせていただきます。11ページまででご説明しました、ごみ処理量84万トンをめざして5万トンを減量する、その施策ですとか取組などについてご説明をさせていただきます。

資料12ページのほうをお開きください。次期計画の基本理念と基本方針でございます。まず基本理念でございますけれども、資料の2のほうにはもう少し詳細に記載しておりますけれども、ここにはその一部でございますが、あらゆる主体とのパートナーシップの下、SDGsの達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けて取り組み、持続可能な循環型社会の形成をめざします。将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくことで、快適な環境を守り、次世代に良好な環境を引き継いでいきますとしております。この基本理念の実現に向けまして、本市のごみ処理を取り巻く状況と課題に対し、次の3つの基本方針に基づいて施策

を推進いたします。

まず、基本方針1としまして、消費生活と経済活動における2Rの推進としております。持続可能な循環型社会を形成する上で、3Rの取組の中でも、より優先度の高い2Rである発生抑制のリデュース、再使用のリユースの推進が必要であり、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減などをはじめ、2Rを優先した行動を実践するライフスタイル、ビジネススタイルへの転換をめざしてまいります。

基本方針2は、質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進としております。依然として焼却するごみの中には、資源化可能物や産業廃棄物などの搬入不適物が混入している状況にありますことから、分別リサイクルの取組を推進しますとともに、地域コミュニティや事業者との連携によりまして、質の高い資源循環、とりわけプラスチックの資源循環を推進してまいります。

基本方針3は、将来にわたって安心安全で適正なごみ処理体制の確保としております。3Rの取組を進めた上で、なお排出されるごみについては、適正な処理処分を行うことが必要でありますことから、社会経済情勢の変化にも対応できるよう、家庭系ごみ収集輸送業務を一層効率化しつつ、環境施設組合との緊密な連携の下、将来にわたるごみ量の増減を見据えた焼却処理能力を確保してまいります。

13ページにお進みください。今、ご説明をしました3つの基本方針に基づく施策の体系を図でお示しをしております。それぞれの施策項目につきましては、次のページからその概要ですとか主な取組についてご説明をさせていただきます。

資料14ページをお開きください。基本方針1、消費生活と経済活動における2Rの推進でございます。ごみの発生抑制や再使用を推進するためには、市民・事業者の皆さんの意識を高め、実践行動へとつなげていくことが重要でありますので、まず施策項目の1つ目としまして、情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進としております。主な施策としまして、本市では子どもの頃からの環境教育、学習事業を推進しておりまして、2つ目のぼつに記載しておりますけれども、大阪の環境の特色を踏まえた内容で構成する小中学生向け副読本「おおさか環境科」を作成し、市立の小中学校及び義務教育学校に配布をして、授業の中での活用を図っているところでございます。こちらはごみ問題や資源の循環だけではなくて、生物多様性、地球温暖化、エネルギー、都市環境保全の分野それぞれで、小学校3、4年生から5、6年生、中学生へと発達段階に応じた内容を学習できるよう作成をしております。

また、当局職員が小学校向けに出前授業を実施しており、ごみの分別や3Rに関する授業な

どを行っておりまして、こうした児童生徒への普及啓発を通じて、ご家庭や地域へと、環境に対する意識が高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

15ページのほうにお進みください。基本方針1の2つ目の施策項目は、使い捨てプラスチックの削減としております。地球温暖化や海洋汚染にもつながる使い捨てプラスチックにつきまして、発生抑制に重点的に取り組んでまいります。主な施策でございますけれども、次期計画における新たな取組としまして、市民・事業者と連携した呼びかけというものの検討をしております。これまで本市ではレジ袋の削減に向け、市民団体、スーパーマーケットなどの小売事業者との3者で協定を締結し、大阪エコバッグ運動を実施してまいりましたけれども、エコバッグを携行するライフスタイルというものは一定定着をいたしましたので、レジ袋の削減にとどまらず、使い捨てプラスチック全般の削減に向けた新たな協定に発展拡大して、取組を進める検討を今しているところでございます。

また、ペットボトルにつきましては適正な分別排出を進めてまいりますけれども、そもそもペットボトルの使用量を削減することが重要と考えておりまして、マイボトルを携行して水道水を飲むという環境に優しいライフスタイルへの移行を提案していくため、本市水道局とも連携して、マイボトル用給水スポットでの啓発を実施しております。

また、大阪府や府下市町村、マイボトルメーカー、給水器メーカーなどが参画する、おおさかマイボトルパートナーズに本市も参画をしまして、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及に取り組んでまいります。

16ページをお開きください。基本方針1の3つ目は食品ロスの削減としております。食を大切にする意識を醸成し、市民の皆さんの食品ロス削減の実践行動を促進するとともに、事業者の皆さんへの働きかけを行うことなどとしております。主な取組としまして、先ほど使い捨てプラスチック全般の削減に向けた市民・事業者との新たな協定に発展拡大して、取組を進めるというご説明をしましたが、食品ロスの削減も合わせて呼びかけを実施していくこと、これを今検討しているところでございます。

また、本計画を本市の食品ロス削減推進計画にも位置づけるに当たりまして、今般、庁内での連携体制を構築いたしました。今後、ごみ減量の観点だけではなく、消費者教育や食育とも連携した普及啓発の実施ですとか、福祉施策と連携したフードドライブの実施など、組織横断的に連携しながら、全庁的に食品ロス削減に取り組んでまいります。

資料17ページのほうにお進みください。基本方針1の4点目は、市民・事業者・行政の連携による取組の推進としておりまして、主にリユースの実践行動の促進について記載をしてお

ります。主な施策としまして、事業者との連携による粗大ごみのリユースでございますけれども、本市ホームページの粗大ごみの出し方のページですとか、粗大ごみ収集受付システムのトップページに、本市と連携協定を締結した事業者が運営するサービスの案内を行い、粗大ごみで出す前にリユースを検討してもらうよう、ごみをごみとしない方法への誘導を行ってまいります。そのほか、廃棄物減量等推進員であるごみゼロリーダーの皆さんと連携した市内各所でのガレージセールの開催ですとか、あとは使用期間が限られるマタニティウェア、ベビー服、子ども服などの衣類を回収の上、区役所や子ども・子育てプラザといった市内各所で展示をしまして、必要とされる方に提供するなど、リユースの実践行動を促進する取組といったもの、これを実施してまいります。

18ページをお開きください。基本方針2の質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進でございますけれども、1つ目の施策項目としましては、市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの推進としております。主な施策としましては、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収活動、これは大阪市の古紙・衣類収集を地域コミュニティが主体となっていくもので、資源集団回収活動の一環でございますけれども、こうした活動の一層の活性化ですとか、それからリチウムイオン電池や使用済み小型家電などにつきましては、回収ボックスを設置して回収するなどの拠点回収を実施しておるんですけれども、これの一層の推進をしてまいりたいと考えております。それから、家庭系ごみにつきましては、分別排出ルールが守られていないごみ袋には、啓発シールを貼付の上、収集せずに残置をすることにより、適正な分別排出を求めていくという取組をしますとともに、許可業者収集のアパート・マンションにつきましても、焼却工場での搬入物チェックにおいて、不適正排出が確認された場合はマンションの管理者ですとか、住民の方への指導・啓発などを行うことによりまして、分別排出を促進してまいりたいというふうに考えております。

19ページにお進みください。基本方針2の2つ目の施策項目は、プラスチックの資源循環の推進としております。取組の1点目としまして、本市では、家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収する取組を推進しておりまして、質の高いペットボトルを回収することで、ペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルを促進しております。資料左下に記載のとおり、市内328地域のうち、現在161地域と、ほぼ半数の地域で実施をいただいているところでございまして、また、今年度の回収量は約1,000トンの見込みとなっております。引き続き、この取組の拡大、活性化を進めてまいります。

2点目としまして、本市では来月、令和7年4月からプラスチック資源の一括収集を開始いたします。現在、資料右下にお示ししている周知リーフレットを各ご家庭、全戸にポスティングをするるとともに、地域での説明会を開催するなど、広報周知に取り組んでいるところでございます。収集したプラスチック資源については、市内事業者等により再商品化をすることで、プラスチックの資源循環を推進するとともに、温室効果ガス排出につながるプラスチックの焼却量削減を進めてまいります。

20ページをお開きください。基本方針2の3つ目は、事業系ごみの減量の推進でございます。主な施策としまして、まず、市内約4,000件ある大規模事業所に対しましては、本市職員が2年に1度の立入り検査を行うなど、個別の減量指導を行ってまいります。それから、約18万もの事業所数がある中小規模事業所に対しましては、先ほども少しご説明させていただきましたけれども、業種・業態別の事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づきまして、啓発・指導のターゲットとする業種を絞り、立入り検査を行うなど、効果的な手法を検討しながら啓発・指導を実施してまいります。新たな取組としましては、インバウンドの増加に伴いまして、民泊事業所数も増加しておりますことから、民泊事業所の排出状況を確認し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行ってまいります。

また、許可業者が収集するアパート・マンションに対しまして、これまで先ほども少しご紹介しました、搬入物チェックにより不適正排出があった場合に啓発というものを行っておりますけれども、今後は排出実態調査結果に基づきまして、ごみ置場での分別排出状況を確認するなど、個別に適正処理方法の啓発と指導を行ってまいりたいと考えております。

21ページにお進みください。基本方針3の将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保でございます。1つ目の施策項目としまして、社会課題に対応した適正処理の推進としております。主な施策としまして、本市ではご高齢の方などのごみ出しが困難な方のごみの持ち出しサービスを行う、ふれあい収集を実施しております。高齢化の進展に伴い、ふれあい収集のニーズの増加も見込まれますが、これに着実に対応をしてまいります。

また、現在、ごみ収集車にGPSを搭載し、IoTの活用によって、稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築するとともに、ごみ収集車とドライブレコーダー映像をごみ収集業務のみでなく、道路、街路樹の管理や防災対策等の取組に活用するなどの取組を進めておりまして、こうしたごみ収集輸送業務の効率化や市民サービスの向上などに向けまして、デジタル化を推進してまいります。

22ページをお開きください。基本方針3の2つ目は、清潔で美しいまちづくりの推進とし

ております。大阪市は国内外から多くの観光客が訪れておりますけれども、観光客の増加に伴い、ポイ捨てされたごみが散乱する問題も発生しておりますことから、こうした観光客に対する啓発を強化し、観光客の理解と協力を得ながら、清潔で美しいまちの実現に取り組んでまいります。

また、本市では本年1月から市内全域で路上喫煙を禁止しておりまして、その実効性を確保する取組を進めてまいります。

23ページにお進みください。基本方針3の3つ目は、ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみの焼却能力の確保としております。取組の1点目としまして、家庭系ごみ収集・輸送業務につきましては、これまでに粗大ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックの各収集については、市内全域で民間委託化を実施しておりまして、引き続き古紙・衣類など民間委託の拡大を推進していきますほか、市内10か所に設置しております家庭系ごみの収集運搬業務を行う環境事業センターについて、その集約化を行うなど、市民サービスを維持しつつ、財政負担を軽減し、持続可能な運営体制の構築をめざしてまいります。

市民サービスの維持につきまして、左下のイラストでイメージをお示ししておりますが、本市では家庭系ごみにつきまして、原則として、各ご家庭の前にお出しをいただいたごみを収集する各戸収集を実施しております。

一方、多くの政令市では、ごみの集積場所、ステーションを設置し、そのステーションまでごみをお出しいただくステーション収集が実施されているところがございますが、ごみの持ち出しや清掃などのステーションの管理、スペースの確保など、市民の皆さんの負担を伴う収集方式となっております。本市ではごみの持ち出しの負担が小さく、お年寄りにも優しい収集方式であり、また、ごみの排出者が明確で、不適正排出への啓発・指導によりごみ減量にも寄与する各戸収集を今後も継続していくためにも、委託化や集約化などによりまして、スリムなごみ収集体制を構築したいと考えております。

取組の2点目としまして、ごみの焼却処理事業についてでございますが、環境施設組合との緊密な連携の下、より効率的な運転管理体制を構築しますとともに、これまでご説明してきたような減量施策の実施によるごみ処理量の推移を見極めつつ、将来にわたるごみ量の増減を見据えたごみの焼却能力を確保する取組を進めてまいります。

取組の3点目としまして、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直しなど、経済的手法を用いたごみ減量施策の導入について検討をしてまいります。なお、こうした取組検討につきまして、次期

計画の中間見直しに反映をしてみたいです。

24ページをお開きください。基本方針3の4つ目は、3Rや適正処理の推進に係る検討・調査としております。プラスチック資源循環の推進に向けまして、本市は来月からプラスチック資源の一括収集を開始いたしますが、自治体の財政負担が大きい制度となっておりますことから、拡大生産者責任の考え方に基づく制度運用について、国等へ働きかけを実施してみたいです。

また、先ほどもご指摘をいただきましたけれども、本日ご説明してきましたごみ減量目標の考え方の根拠となりますごみの組成割合や、排出状況等の調査につきまして、施策効果等を検証するものでもございますので、引き続き実施をいたしまして、3Rや適正処理の推進を図ってみたいと思います。

25ページにお進みください。基本方針3の5つ目は、国際協力の推進としております。開発途上国をはじめとして、まだまだ廃棄物の適切な収集処理が行われていない国、地域が数多く存在し、悪臭ですとか感染症、水質汚染、土壌汚染等の問題の発生源となっております。大阪市もかつて多くの環境問題に直面し、これを克服してきた歴史がございますので、本市がこれまで使ってきた廃棄物処理の知見や取組を、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IEETC）などと連携して世界に発信し、地球規模のごみ問題の解決に取り組んでみたいと思います。以上、ここまでの、次期計画の3つの基本方針に基づく施策体系と、主な取組のご説明でございます。

26ページをお開きください。現行計画の目次と次期計画の目次（案）を比較しております。赤字箇所が変更箇所でございます。次期計画は、本市の食品ロス削減推進計画にも位置づけるに当たりまして、食品ロスの削減については、基本方針1の2Rの推進の中でも記載しておりますけれども、次期計画では第4章を新設し、食品ロス削減推進計画としまして、より詳細に取組を記載したいというふうに考えております。

27ページをご覧ください。今後のスケジュールをお示ししております。本日次期計画の素案についていただきましたご意見を踏まえめるとともに、次期計画の基準年度となる令和6年度のごみ処理量の確定値なども反映いたしまして、今後、次期計画の案を作成いたします。次回、本年10月頃に審議会を開催し、計画案についてご審議をいただき、その後答申をお受けしたいというふうに考えております。その後は、本市においてパブリックコメントの手続きを経て、来年度中に次期計画を策定・公表してみたいと考えております。

28ページをお開きください。このページから最終32ページまでは、前回審議会であ

いたご意見ですとか、事務局にお寄せいただいたご意見について、資料2の計画素案本編への反映状況をまとめたものでございます。ご意見に対応する記載ですとか関連する記載などのページ番号を、お示しをしております。なお、最終32ページにつきましては、現時点で計画素案の記載には反映できておりませんので、引き続き検討させていただきまして、計画案ですとか今後の施策事業を実施する上で、反映してまいりたいというふうに考えております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原会長 ありがとうございます。

今、後半のご説明がありましたが、この後半の内容、あるいはこの後半の話というのは前半と関連しているわけなので、前半のほうのご質問、少し関連するとも思います。いろんな観点からで結構ですので、ぜひコメント、ご質問いただければと思っております。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。福光委員から先にお願いします。

○福光委員 説明ありがとうございます。非常に分かりやすかったです。

数点質問がありまして、21ページの基本方針3で、将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保というのがあるんですけども、何かこの名前を聞いていると、恐らく災害とか通常起こらない万博とかも含まれると思うんですけども、予期していないことが起きたときの体制とかの確保だと思うんですが、これを聞いちゃうと、先ほど説明あった万博が入らないというのがちょっと腑に落ちない気もしちゃったんですけども、大規模災害とかいう多分ほかの施策のほう決めていっちゃると思うんですけども、この辺とかは目標値とかにはもう組み込まないという考えでいいのかなというのが1つです。

あと、また不思議に思った質問なんですけども、先ほど24ページの説明のときに、プラスチックの一括回収が自治体への負担が大きいというのは、これは費用面についての負担が大きいということなのかなという、何かその辺、現在とどれぐらい変わるのかというのをちょっとざっくり教えてもらえたらと思います。

あと、もう一つが、14ページのごみゼロリーダーというのがあるんですけど、私が不勉強でこれが何かどういうものなのか、何人ぐらいいっちゃってどういう活動をされているのかというのを教えていただけたらと思います。

以上3点です。お願いします。

○上原家庭ごみ減量課長 ご質問ありがとうございます。家庭ごみ減量課の上原でございます。

1点目の大規模災害の備えというところは、まさにいわゆる地震ですとか水害ですとか、そういった災害への備えのことでございまして、そこはまた災害廃棄物処理計画という別計画を

立てて、それに備えていくということを考えてございますが、そこに万博での社会情勢でのごみの増減というところまでは、すみません、今回はちょっと織り込んでいないというところがございます。

ご質問2点目の、プラスチック資源で自治体の費用負担が大きいとご説明した点でございますけれども、プラスチック資源には、容器包装プラスチックと製品プラスチックがございます。容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル法という法律に基づいて分別収集、リサイクルをするんですけれども、リサイクルの費用というのは、その容器包装を作っている製造者であったり、それを使って販売する事業者が負担をするという制度になってございます。

ただ、分別収集をしてリサイクルするための異物除去というのは、自治体の負担となっております。ここも非常に大きな負担になっているというところがございますので、こういう分別収集、それから異物除去についても、事業者の費用負担がいただけないかと思っているところがございます。それに加えて、製品プラスチックといいますのは、これはプラスチック資源循環法という法律で、自治体に分別収集、リサイクルが求められているんですが、こちらは分別収集から再商品化まで、全て自治体の負担ということになってございまして、製品プラスチックの製造者であったり、販売事業者のほうで費用負担する制度にはなっておりません。そういう意味で、もともとの容器包装プラスチックでも費用負担が自治体が大きかったのに加えて、製品プラスチックでも負担が大きいというところがありますので、この辺りをもう少し拡大生産者責任の考え方で、事業者のほうに負担をいただけないかというようなこと、また本市だけではなく他都市とも連携して、国のほうに働きかけをしていきたいというふうに考えているところがございます。

それから、最後の廃棄物減量等推進員、ごみゼロリーダーといいますのは、本市が愛称としてつけている名称になるんですけれども、こちらは廃棄物処理法に基づく制度でございまして、市長が委嘱をして、廃棄物の減量に取り組んでいただく地域でのリーダーとして、本市施策と連携協働してやっていただくということで、市内で約4,000名の方に委嘱をして、本市と一緒にいろいろな取組を実施いただいているという方々でございまして、例えばですけれども、各地域でのガレージセールの開催を一緒にしていただいたりとか、また、分別収集を開始するときに地域での説明会などにご参加をいただいたりとか、そういった取組と一緒にしているところです。

以上でございます。

○原会長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

大久保委員、よろしくお願いします。

○大久保委員 はい、ありがとうございます。

今のご質問との関係でプラ関係2点、それから別の問題1点ご質問させていただきます。24ページ目のEPRの話がプラの話だということは分かったんですけども、これ制度運用の国等への働きかけになってまして、今のお話を伺うと、どちらかというところ制度改革になるのではないかなと。運用では何ともし難い部分があるのではないかなと思いますが、これどのようにお考えなのかという再確認になります。

またもう一点、プラとの関係では、もちろん大阪に限った話ではないんですけども、せっかくプラ条約の背景にも大阪ブルー・オーシャン・ビジョンがございまして、やはり大阪の名前が入っているビジョンの話は、どこかにキーワードとしてこういうパワポの中に入れた方が大阪らしさが出るのではないかなというのが、プラ関係でもう一点です。

もう一つ別のことは、質の高い資源循環というのは今回の1つの、国もそうなんですけど、目玉なんですけれども、ここに書いてあることが、比較的こう言っただけなんですけど割と従来施策の延長線上にあるように見えまして、例えばアップサイクル系の話というのは全然入ってこないんですけども、これはちょっと具体的に大阪で、具体例として推せるものがなかなか見つからないという趣旨でしょうか。

この辺りお伺いできればと。以上です。

○上原家庭ごみ減量課長 ご質問ありがとうございます。家庭ごみ減量課の上原でございます。

ご質問1点目、大久保先生おっしゃるとおり、制度の運用の話ではなく改革の話というところは、ご指摘のとおりかと思ひまして、すみません、計画の案にしていくときにその辺りの表現とか記載とか、ちょっと見直してまいりたいと思います。

それから2点目、ブルー・オーシャン・ビジョンがこのパワポのほうでは入っていないというところは、ご指摘のとおりでございます。資料2の計画素案本編のほうにはブルー・オーシャン・ビジョンの記載も入れているところではございますけれども、もう少し例えば概要としてこの計画を説明するに当たりまして、ブルー・オーシャン・ビジョンに触れるような形で、ご説明なり今後していきたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございます。

それからご指摘の3点目、プラスチックの資源循環に関して、従来の取組というところはまさにご指摘のとおりでございます、なかなかここに関して新たな取組が記載できてないところでございます。アップサイクルの取組も今現時点では、書き込めるところはないんですけれ

ども、今後も施策の充実を考えていく中で、そういったことも計画の案をお示しするときまでに、その辺りが充実できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保委員 ありがとうございます。

○原会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

川瀬委員、お願いします。

○川瀬委員 私、阪急百貨店の横のビルでの事務所のほうで今勤務しているんですけど、そのビルが2月から分別を徹底して収集するというような形に変わって、弊社が5フロア入っていますので、それぞれに対して今まで普通の紙のごみってメモ用紙とか、そういうものとか、お菓子食べたプラスチック、箱というのを、全部燃やすごみに実は入れちゃったということが分かりました。それちょっといかなって話で、今回、紙ごみは紙ごみでプラスチックはプラスチック、本当に燃やさなきゃいけない汚れた紙のコップとか、そういうものは燃えるごみにせざるを得ないよねとしたら、結構今まで燃やしてたごみって随分減ったんですね。いいことだなと思ったんですけども、実際に出す人たちの声を、文句は僕に言われるんで聞いてましたら、例えばコンビニで買ってきたお弁当、その箱のプラスチックどうするんだ、僕は一応ティッシュで拭いてプラスチックに入れたら、そしたら循環できるということで、一応そういうふうには言っているんですけど、やっぱりみんな出す人は、どれぐらい汚れてたら燃やさなきゃいけなくて、どれぐらいだったら大丈夫なのかみたいなところの基準がやっぱり分からない。一番そこが問題で、この質の高い、18ページにある分別リサイクルの推進ってすごくいい話だなと思いました。

思いましたんですが、僕たち一番最後、末端で捨てる人間としては、ちょっとその辺りの分別が本当に分かれば嬉しいなと思ってまして。その辺りは実際にこの運用になるかと思うんですけども、その辺りの啓発というのをしっかりしていただけると、もう質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルはこれですごくすばらしいと思いましたので、その辺りも実際にやっていただくときに、その啓蒙・啓発をしていただけると非常にありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○原会長 もし何かレスポンスがありましたら、お願いします。

○東岡一般廃棄物指導課長 一般廃棄物指導課の東岡です。

ご指摘ありがとうございます。実は特定建築物の指導に入る際に、ちょうど今お話ありまし

た、例えば包装紙であるとかお菓子の空き箱であるとか、ギフト、名刺なんかもひっくるめて、こういった形で分別して欲しいんですよと、先ほどおっしゃっておられましたごみの中に入っている紙類があるということで、これは分析の中で出てきておりまして、昨年度ぐらいにこういうチラシを作りまして、ご協力いただきたいということでやっておるところでございます。

少し汚れたものにつきましては、もう一度我々も調べまして、どの程度のものがリサイクルに適するものかということも、またこちらのほうで確認しまして、来年度また立入りさせていただく際にはご回答できるような形で、対応させていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○川瀬委員 ビルオーナーではないので、ビルオーナーからそのような指示が来まして、またそのように我々も当然、入居人としては協力しないといけないのでやって、もうその部分、できれば本当に細かに誰もが分かるように、また、住んでる自治体によっては分別の方法って違うんで、この前もちょっと分別して難しいな、家ではこんなことしてへんわみたいなことも言われたりとかいうこともありますので、大阪市なので大阪市としての定義というのが、はっきりしていただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○原会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

では、野村委員よろしくお願いします。

○野村副会長 ご説明ありがとうございます。12ページというか13ページを見たらいいかもしれないですけども、基本方針の部分で、特に基本方針1の2Rを推進するという部分についてですが、3Rが一般的によく言われてて、リサイクルは基本方針で大分いろいろ検討されていることが分かります。2Rのうちのリデュースは1-(2)、1-(3)のところではっきりとよく分かるのですが、リユースがちょっと見えにくいって思いました。多分4番目がそれに相当するのだと思うのですが、1番目の環境教育、啓蒙活動というのは、2038年の目標の頃には成人している小学生を対象にしっかりやっていただくというのは非常に重要だと思うんですけども、1-(4)のところに連携による取組の推進って、これだけを見るとちょっとよく分からないですよね。だから、リユースの取組の推進ということをきちんとうたってもいいのかなという気がしました。その中で17ページがリユースの取組で、色々と取組やられていると思うんですけども、この中で見て結構いいなと思うのは、粗大ごみのリユースの促進、今既に取り組まれているのか、これから取り組まれるのか、取り組まれているのであれば、どれくらい利用されているのか、教えていただければと思います。

あと、先ほどの話で、外国人の方が来られて、住人として住まれていると。その方々はいずれまた国に帰るということにはなってくると思います。僕が海外に留学しているとき、チャリティーショップというのがあって、不用品を無料で民間が引き取って、それを安い値段で買って、また帰国するときに引き取ってもらってという、システムができていますね。僕も留学したときは、たった1年ですけども、あんまり荷物を持って行かず、日用品などは現地で安く購入して、帰るときは無料で引き取ってもらって帰ってくるということをしてしました。日本の場合は、そういうのを民間でやるのは難しいかもしれないですけども、そういうのも何かお考えとかありますでしょうか。

○上原家庭ごみ減量課長 ご質問ありがとうございます。まず家庭ごみ減量課の上原のほうから、基本方針1－(4)の施策、市民・事業者・行政の連携による取組の推進というのがリユースという言葉が出てこないの、分かりづらいというご指摘だったかと思います。ですので、そういうふうな表現をこの項目に入れようかと思いますが、ただ、ここは主な取組を書いておりまして、素案の本編にはもう少しリユース以外の取組も、実はここに入れ込んでいるというところもございますので、市民・事業者・行政の連携による2R「等」の取組の推進みたいに、等を入れた形でタイトルを少し変更させていただこうかなというふうに、今思っております。

それから、ご意見3点目ですけども、外国人の方向けのリユースの取組というのは、今先生がおっしゃっていただいたようなものが海外にあるということで、非常に参考にさせていただけるなと思っておりますけれども、どこまで大阪市で実現できるか分かりませんが、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、ご指摘の2点目について。

○吉村事業管理課長 事業管理課長の吉村です。よろしくお願いします。

おっしゃっていただいている粗大ごみのリユースですけども、ここにもありますように、粗大ごみのほうが今お電話での受付と、あともう一つはインターネットでのお申込みをいただけるので、インターネットでの粗大ごみの申込みページのところに事業者が、具体的に言うと、ここにある「ジモティー」と「おいくら」ですけども、連携協定を結んでおりまして、こちらのホームページに飛ぶようなリンクを貼っているのと、その手前で粗大ごみで出す前に、もちろん使われなくなったものというか、もう故障したり壊れたりというのはあると思いますが、もしもまだ使えるものであるならば、そういったほかの方に譲るという方法もありますよということをご案内して、そのページをご紹介します。

それで粗大ごみがどのぐらい減ったかというところまでは、実は全ては把握できてなくて、ただ、ここの粗大ごみのページからこの「おいくら」であり、「ジモティー」のページのほうに興味あって、一旦そちらのほうをご覧いただいた件数というのは実は把握ができてまして、その件数でいいますと、多い月、少ない月ございますけども、粗大ごみのホームページをご覧になる方が大体毎月10万件から13、4万件ありますが、そのうち「ジモティー」なり「おいくら」のほうをご覧になったということですので、7,000から8,000件ぐらいということなので、多いのかというと、そこまではないです。ただ、粗大ごみですので、自分には必要なくなって捨てる方もおられますけども、当然故障なり壊れたりもう使えない状態で捨てられる方というのも結構おられますので、ちょっと評価のほどというところはあるんですけども、引き続きご紹介はしていきたいなと思います。

○野村副会長 ありがとうございます。リデュースとかリサイクルは一生懸命いっぱい言うんですけども、リユースはやっぱり根本的にごみを出さないという意味から大事だと思うんで、ぜひそちらのほうも注力していただければなというふうに思います。

○原会長 そろそろ時間も迫ってきましたけれども、特にほかございませんでしょうか。

では、早川委員、お願いします。

○早川委員 23ページにあります1つ目のところなんですけれども、現在民間委託、一部収集もされていますが、拡大を推進とか、あと環境事業センターの集約化など、一応大きくは書かれているんですけども、もう少し具体的に説明があれば、もうちょっと分かりやすかったのかなと思いました。

○上原家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課の上原でございます。

少し説明のほうでも、委託化と集約化ということでご説明させていただきましたけれども、家庭系ごみ収集輸送の業務の中で今喫緊の課題としまして、その収集の拠点となっております環境事業センターの施設の老朽化でありますとか、職員の高齢化が今進んでおりまして、また大量退職の時期が迫っているというようなこともございます。こういった課題に対してどのように進めていくかという中で、委託化の拡大でありますとか施設、センターを集約化していくなどを検討して、財政負担を軽減しつつ、持続可能な運営体制の構築を、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○原会長 ありがとうございます。

それではちょっと時間も迫ってまいりましたので、まだいろいろご意見あるかもしれません

けれども、そろそろ本日の議論を取りまとめたいというふうに考えております。今日は時間制約ありますので、追加の質問とかご意見につきましては、事務局から意見等の記入様式を配付いたしますので、委員の皆様、ご意見等あればぜひそれを提出いただくという形で、また追加的にご意見いただければというふうに思います。

様々な意見をいただきましてありがとうございました。ぜひこの意見をまた取り入れ、吟味していただいてよりよい計画にしていきたいと思いますと思いますが、今日出た様々な意見の中で、まず重要なのは、いろいろあったわけですが、1つはやはり現状の把握というかトレンドの把握というのは、できるだけ正しい情報を得ていくという、現状を正しく理解するということが大事なかなというふうに思います。

これは廃棄物の、排出の状況とか組成の現状についてもそうですし、それから政策的効果といますか、政策がどのように影響を及ぼしたかということも、大事な分析として押さえる必要があるのかなというふうに思います。

また、私も質問とかコメントしたかったことにも関わるんですが、2つありまして、1つは市内での連携というものをもう少し考えてもいいのかなというふうに思ったということですね。例えばペットボトル排出の削減という観点では、これは水道関係部局とも関わる話ですね。水道関係部局としては、人口減の中で水道もっと使っていて経営をしていくという観点が重要な検討事項としてあると思いますが、おいしい水を市民の皆さんに飲んでいただくことができれば、ペットボトルの減につながるわけですね。そういった部局間の連携というのは、本当はもう少しあってもいいのかなと。もちろん本審議会の議論は一般廃棄物処理計画に関するものだということは理解しておりますが、そういう連携というのは政策効果を高めていく上で結構大事なかなというふうに思います。

2点目なんですけども、これ計画期間13年って非常に長い計画で、この進捗を見直しし、レビューするのが6年前の2032年ということなので、この時点でのレビューで最終目標に間に合うのかなというのをちょっと思うところもあります。昨今の排出量削減のトレンドを見ても、削減に大きな動きがないですね。排出量削減は行動変容に関わることであり、行動変容に結びつけるのには時間がかかると思うので、できるだけ前倒しに分析をし、評価をしていくというのは大事なかなと思います。もちろん見直しの基準となるのは2032年がいいと思うんですが、やはり前倒しで着実にやっていくというのが大事なかなと思いますので、その辺りもぜひまたご検討いただけるといいかなというふうに思います。

いずれにしても、大阪ならではの施策を取り入れるべきとか、重要なお話もありました

し、ぜひ委員の皆様のご意見について検討いただければというふうに思います。私のほうは以上となります。

それでは、これで事務局の中で委員の皆様の意見を参考にまた案としてまとめていただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議事全て終了したんですけれども、委員の皆様から最後に何かご意見等、もしございましたら挙手いただければと思いますが、特にないでしょうか。

ありがとうございます。

それでは特にないということですので、ではこれで本日の議事を全て終了させていただきたいと思います。本日は本当にお忙しい中、皆様のご参加いただきまして、貴重なご意見をいただきました、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

○小玉課長代理 原会長はじめ委員の皆様方におかれましては、長時間ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次回の審議会につきましては、本年の秋頃を予定しております。開催日程につきましては、また原会長ともご相談させていただきまして、委員の皆様にご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

閉会に当たりまして、堀井環境局長から委員の皆さまに一言、ご挨拶申し上げます。

○堀井環境局長 そうしましたら、改めて環境局長の堀井でございます。

本日は長時間にわたりご議論を賜りまして、本当にありがとうございます。本日の議論を踏まえまして、素案から案の作成というふうに、これからまた進んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

あわせて、最後にこの場をお借りしまして、1点ご報告をさせていただきます。私はこの3月末をもって環境局長の任期満了ということでございまして、退職させていただくことになりました。この間委員の皆様方には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。案の策定、また施策の具体化に向けての議論はこれからというときの交代がございまして、誠に申し訳ないんですけれども、任期満了ということでございますのでご了承賜りたいというふうに思っております。後任は、ここにあります理事の井原ということで確定しております。当局初の女性局長ということにもなっております。彼女、局の経験も長く、十二分に信頼するものでございますので、新年度もどうぞよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。これまで本当にありがとうございました。

○小玉課長代理 これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。